

答 申 書
(答申第 1 1 3 号)
平成 2 2 年 6 月 4 日

1 審査会の結論

業務管理日誌、捜査員配置簿、旅行命令（依頼）簿及び国費旅行命令簿に関し別紙 1 に掲げる内容を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、○
○警察署に係る業務管理日誌、捜査員配置簿、旅行命令（依頼）簿及び国費旅行命令簿（平成〇〇年〇〇月〇〇日から同年同月〇〇日までの分）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）並びに同条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分に係る公文書一部開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）のうち一部の非開示部分に係る理由付記が不備であるため当該部分に係る処分の取り消しを求めていることと、本件処分のうち別紙1に掲げる非開示部分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、捜査員配置簿のうち取扱事案に係る特定個人の住所、氏名、年齢、生年月日及び性別（以下「特定個人の住所等」という。）である。

実施機関は、特定個人の住所等については、単独あるいは他の情報と組み合わせることにより、取扱事案に係る関係者が特定又は推認されることになり、個別事案の関係者であるか否かについては、個人のプライバシーに関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

ウ 特定個人の住所等は、実施機関が主張するとおり、単独あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

したがって、当審査会としては、特定個人の住所等の情報が開示されると、当該個人が取扱事案の関係者であるという事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において6号情報に該当するとして非開示としたものは、捜査員配置簿のうち取扱事案の内容が記載されている部分である。

実施機関は、当該非開示部分には、取扱事案の具体的な内容が記載されており、これは当該関係者等において公表を予定していない情報であることから、これが明らかになると、関係者等との信頼関係を損ない関係者等が警察への通報や、警察官の事情聴取等に消極的になるなど、以後の警察業務の円滑な実施を著しく困難にするものと認められると主張する。

ウ 取扱事案の内容が記載されている部分が開示されると、犯罪等があったことを警察に通報する意思を有している者が通報することを躊躇するようになり、また、関係者からの協力が得られにくくなることは否定できず、警察事務の円滑な実施を著しく困難にすることが認められる。

したがって、当審査会としては、取扱事案の内容が記載されている部分については、6号情報に該当するものと判断する。

(5) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報（以下「公共安全情報の5分類」という。）に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 業務管理日誌、捜査員配置簿、旅行命令（依頼）簿及び国費旅行命令簿のうち車両登録番号

(ア) 実施機関は、本件公文書の車両番号欄、使用車両欄及び備考欄等には当該捜査等に使用した車両登録番号が記載されており、これが明らかになると、当該捜査用車両を使用して行う追尾、内偵等の秘匿を要する犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、審査請求人は、車両登録番号については運輸支局名等及び用途別記号を開示しても秘匿を要する警察活動の遂行に支障がない旨主張しているが、車両登録番号を構成する陸運支局名、用途別番号、一連番号等を部分的に開示すると、他の情報と組み合わせることにより、捜査で使用している車両が特定されるおそれがあり、さらに、警察署において自署の保有する車両以外の他の陸運支局名の車両を使用していることが明らかになると、他所属からの応援の有無等の捜査の規模や体制が判明することとなり、また、用途別記号を明らかにした場合はレンタカーの使用の有無が明らかとなり、車両を使用して行う張り込みや追尾等の秘匿を要する犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると主張している。

(イ) 捜査用車両の登録番号が一部でも開示されると、当該捜査用車両を使用して行う犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

ウ 業務管理日誌のうち捜査費等の執行に関する記載

(ア) 実施機関は、捜査活動に伴う捜査費及び捜査用報償費の執行の有無、区分、金額が記載されており、これらの情報を開示すれば、犯罪捜査等の個別の内容や具体的な捜査手法が明らかになるほか、被疑者等の事件関係者が保有する情報と照

合することにより個別の警察活動における捜査員や協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあり、また、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、以後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、審査請求人は、開示請求時点ですでに捜査が終了しているものについては、条例が規定する現在捜査中の事件であるとの理由には該当しない旨主張しているが、有力な情報がない、あるいは被疑者が逃走中等により一時的に捜査を中断している事件であっても、新たな情報の入手、証拠の発見等があれば当然捜査が再開されることとなり、被疑者を検挙して刑が確定した事件や既に時効が完成した事件等であっても、当該事件の捜査協力者から継続して他の事件の情報を入手する場合もあるため、過去の事件であっても、捜査状況、捜査手法、捜査の進展状況等が推測される情報が開示されれば、被疑者等の事件関係者に逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じられたり、捜査員や捜査協力者が報復を受けたりする等捜査活動に支障が生じるおそれがあると主張している。

- (イ) 捜査費等の執行に関する記載が開示されると、犯罪捜査等の個別の内容や具体的な捜査手法が明らかになるほか、個別の警察活動における捜査員や協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあり、また、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これらの情報を開示することにより、被疑者等の事件関係者に逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じられたり、捜査員や捜査協力者が報復を受けたりする等捜査活動に支障が生じるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

エ 捜査員配置簿のうち個別事件の捜査内容が記載されている部分

- (ア) 実施機関は、個別事件の捜査の進捗状況等の捜査内容が記載されており、これが明らかになると、被疑者等に有利な状況を与え、当該捜査内容に応じた対抗措置を講じられるなど、以後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 個別事件の捜査の進捗状況等の捜査内容が開示されると、被疑者等に有利な状況を与え、当該捜査内容に応じた対抗措置を講じられるなど、以後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

オ 捜査員配置簿のうち捜査手法に関する内容が記載されている部分

- (ア) 実施機関は、捜査手法に関する内容が記載されており、これが明らかになると、各種捜査の捜査手法について類推され、以後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 捜査手法に関する内容が開示されると、各種捜査の捜査手法について類推され、以後の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

カ 捜査員配置簿のうち出張に関する記載

- (ア) 実施機関は、捜査活動における、捜査対象地域や活動内容が記載されており、これらが明らかになると、犯罪捜査等の個別の内容や進捗状況等が推認若しくは特定され、犯罪を企図する者等に有意な情報を与え、対抗措置を講じられるなど、

警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、審査請求人は、出張に該当しない部分（記載のない部分）については、開示すべきであり、「指導業務」、「証拠管理」、「書類作成」などは、警察署内におけるもので、捜査対象地域や活動内容に該当するとはいえず開示が妥当である旨主張しているが、捜査員が出張した日の部分のみを非開示とすると捜査員が出張した月日が特定されることから出張していない日についても非開示としているものであり、捜査員がいつ出張したかが明らかになると、日ごとの捜査体制が判明するほか、他の情報と組み合わせることにより、捜査員や捜査協力者が判明し、報復を受けたりするなど捜査活動に支障が生ずるおそれがあると主張する。

さらに、審査請求人は、開示請求時点ですでに捜査が終了しているものについては、条例が規定する現在捜査中の事件であるとの理由には該当しない旨主張しているが、実施機関はウの(ア)の後段と同様に反論している。

- (イ) 出張に関する記載が開示されると、犯罪捜査等の個別の内容や進捗状況等が推認若しくは特定され、犯罪を企図する者等に有意な情報を与え、対抗措置を講じられるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあり、また、捜査員がいつ出張したかが明らかになると、日ごとの捜査体制が判明するほか、他の情報と組み合わせることにより、捜査員や捜査協力者が判明し、報復を受けたりするなど捜査活動に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報の場合は、ウの(イ)の後段で述べたとおりである。

キ 捜査員配置簿のうち捜査費等の執行に関する記載

- (ア) 実施機関は、犯罪捜査に従事する職員の活動のための諸経費や、捜査に関する協力、情報提供等に対する謝礼等に係る捜査員の氏名、支出年月日、支出目的、支出額及び支出先等の情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、個別の警察活動における捜査員や協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあり、また、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、審査請求人は、開示請求時点ですでに捜査が終了しているものについては、条例が規定する現在捜査中の事件であるとの理由には該当しない旨主張しているが、実施機関はウの(ア)の後段と同様に反論している。

- (イ) 捜査費等の執行に関する記載が開示されると、個別の警察活動における捜査員や協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあり、また、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報の場合は、ウの(イ)の後段で述べたとおりである。

ク 旅行命令（依頼）簿のうち用務、用務地、旅行期間、金額、備考欄の旅行内容に関する記載、発令年月日及び復命年月日並びに国費旅行命令簿のうち用務、用務先、旅行期間、金額、備考欄の旅行内容に関する記載、発令年月日及び精算年月日（以下「旅行命令簿に関する記載」という。）

- (ア) 実施機関は、用務、用務地（先）、旅行期間、金額及び備考欄の旅行内容に関する記載については、捜査活動における捜査対象地域や捜査月日等が記載されており、また発令年月日、復命年月日及び精算年月日については、捜査活動等の時期が推認される情報であり、これらが明らかになると、犯罪捜査等の個別の内容

や進捗状況等が特定又は推認され、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、審査請求人は、旅行期間、捜査年月日、発令・復命・精算年月日は過去の事実でしかなく、実施機関がというような進捗状況や捜査活動等の時期が推認される情報には該当しない旨主張しているが、これらの一部を明らかにした場合、他の情報と組み合わせることにより、捜査体制や捜査状況が明らかになるおそれがあるほか、捜査員や捜査協力者が特定されるおそれがあり、これらの情報が開示されれば、被疑者等の事件関係者に逃亡、証拠隠滅等の対抗措置を講じられたり、捜査員や捜査協力者が報復を受けたりする等捜査活動に支障が生ずるおそれがあると主張する。

さらに、審査請求人は、開示請求時点ですでに捜査が終了しているものについては、条例が規定する現在捜査中の事件であるとの理由には該当しない旨主張しているが、実施機関はウの(ア)の後段と同様に反論している。

- (イ) 旅行命令簿に関する記載が開示されると、犯罪捜査等の個別の内容や進捗状況等が特定又は推認されることとなり、共犯者等の事件関係者において、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じられたり、捜査員や捜査協力者が特定され、報復を受けたりする等捜査活動に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報の場合は、ウの(イ)の後段で述べたとおりである。

したがって、当審査会は、実施機関が2項2号情報として非開示とした部分については、いずれも当該情報に該当するものと判断する。

(6) 理由付記の妥当性について

- ア 審査請求人は、本件通知書のうち捜査員配置簿に係る理由付記においては、マスキングされた当該公文書のどの部分が、「個別事件の捜査内容が記載されている部分」や「捜査手法に関する内容が記載されている部分」、「取扱事案の内容が記載されている部分」、「取扱事案にかかる特定個人の住所、氏名、年齢、生年月日」に該当するか明示されていないため判断がつかず、また「個別事件の捜査内容が記載されている部分」、「捜査手法に関する内容が記載されている部分」及び「取扱事案の内容が記載されている部分」は、「開示しない部分」として「開示しない理由」の一部を引用し、開示しない部分の概要すら具体性に乏しい記し方を行っており、本件処分は不当である旨主張する、

次に2項2号情報に係る理由付記において、公共安全情報の5類型のいずれに該当するのか明らかにしていないため、条例条項の該当性の説明を尽くしておらず不備がある旨主張する。

- イ 条例第15条第1項は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知することと、公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第10条第3項の規定により非開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知することを規定している。

当該理由付記の制度は、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、公文書の一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由としては、一部開示の決定した旨及び一部開示の決定をした公文書に係る条例第10条第1項又は第2項の該当号及びその具体的な理由を示さなければならないと考えられる。

- ウ 当審査会において、実施機関が行った本件通知書の理由付記について審査した

結果は次のとおりである。

(ア) 本件通知書のうち捜査員配置簿の理由付記においては、8項目の非開示とした理由が記載されており、その内容には、非開示とした部分の情報の内容、非開示とした理由及びその根拠となる条項がいずれも示されている。

また、審査請求人が主張する非開示部分の特定についても、その大半は捜査事案の名称部分や被疑者等の氏名など、当該非開示部分の前後にある開示されている記載内容と関連付ければ非開示部分を推認することが可能である。

なお、一部には推認が困難な非開示部分もあるが、本件公文書の性質からみれば、推認が困難であったとしても前述のとおり非開示部分の情報の内容、非開示とした理由及びその根拠条項が示されていることから、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える理由付記制度の趣旨を満たさず条例第15条第1項に反するものとはまでは言えない。

したがって、当該理由付記は本件処分を取り消して新たな処分を求めるほどの不備があるとは認められない。

(イ) 非開示部分の記載内容については、当該公文書の非開示部分を見分し記載内容と照合したところ、その内容の一部には必ずしも十分とは言えない記載もあるが、どのような情報であるかは示されており、またその内容を詳細に記載することはそれ自体が非開示情報の開示となりかねないことから、当該理由付記は本件処分を取り消して新たな処分を求めるほどの不備があるとは認められない。

(ウ) 2項2号情報に係る理由付記については、条例第10条第2項は本文において警察業務の全国的な統一性、一体性の観点から、情報公開法の規定のように、非開示情報を犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものと規定した上で、その具体的な類型をアないしオとして例示したものであり、2項2号情報は公共安全情報の5類型に限定したのではなく、その該当性を判断するにあたっては、条例第10条第2項本文の規定に該当するか否かで判断すれば足りるものと解される。

したがって、本件通知書の非開示理由の付記については、非開示情報が2項2号情報に該当する旨の理由が記載されており、その中に公共安全情報の5類型のうちいずれに該当するかを示す記載が無かったとしても特段の不備があるとは認められない。

以上のことから、実施機関が行った本件通知書の理由付記について妥当であると判断する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、国費旅行命令簿の開示において、「所属部局課」、「官職（階級）」、「氏名」に当たる部分の情報が記載されている表紙等公文書が抜すいされ、開示されていない旨主張している。

当審査会としては、実施機関に説明を求めたところ、開示した国費旅行命令簿は様式として定められ、表紙については市販のファイルを使用しており、情報が記載されている表紙等公文書を抜すいすることはしていない旨説明があった。

また、当該公文書を見分しても、実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点は認められないので、実施機関の当該公文書の開示は妥当であり、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 審査請求人は国費旅行命令簿について、出張日が非開示とされていることから、開示請求において指定した平成〇〇年〇〇月〇〇日から同年同月〇〇日までの期間中のものである否かが判断できず、不当である旨主張している。

当審査会において当該公文書を見分したところ、審査請求人が開示請求において指定した期間が含まれており、旅費関係文書に記録されている日付については非開示とすることは先に述べたとおりであるから、審査請求人の主張を採用する

ことはできない。

ウ その他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 1 月 14 日	○ 諮問書の受理（諮問番号355） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写しの提出）
平成22年 1 月 20 日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号355） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成22年 2 月 8 日	○ 審査請求人の意見書を受理
平成22年 2 月 17 日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成22年 3 月 16 日 （第一部会）	○ 実施機関の補足説明 ○ 審議
平成22年 3 月 24 日 （第46回審査会）	○ 審議
平成22年 4 月 21 日 （第一部会）	○ 審議
平成22年 4 月 23 日 （第47回審査会）	○ 審議
平成22年 5 月 26 日 （第一部会）	○ 審議
平成22年 5 月 28 日 （第48回審査会）	○ 答申案審議
平成22年 6 月 4 日	○ 答申

別紙 1

対象公文書名	非 開 示 部 分
業務管理日誌	車両番号欄の車両登録番号に関する記載 捜査費等の執行に関する記載
捜査員配置簿	個別事件の捜査内容が記載されている部分 捜査手法に関する内容が記載されている部分 取扱事案の内容が記載されている部分 取扱事案に係る特定個人の住所、氏名、年齢、生年月日及び性別 出張に関する記載 使用車両欄の車両登録番号に関する記載 捜査費等の執行に関する記載
旅行命令（依頼）簿	用務、用務地、旅行期間、金額及び備考欄の旅行内容に関する記載 発令年月日及び復命年月日 捜査用車両の車両番号
国費旅行命令簿	用務、用務先、旅行期間、金額及び備考欄の旅行内容に関する記載 発令年月日及び精算年月日 捜査用車両の車両番号